第37期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2022年 3 月23日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所

長野県千曲市雨宮2347-3
株式会社土木管理総合試験所
長野本社４階大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役５名選任の件

議決権行使期限
2022年3月22日（火曜日）午後5時まで

目次

定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 6
（添付書類）
事業報告 …… 13
連結計算書類 …… 32
計算書類 …… 34
監査報告 …… 36

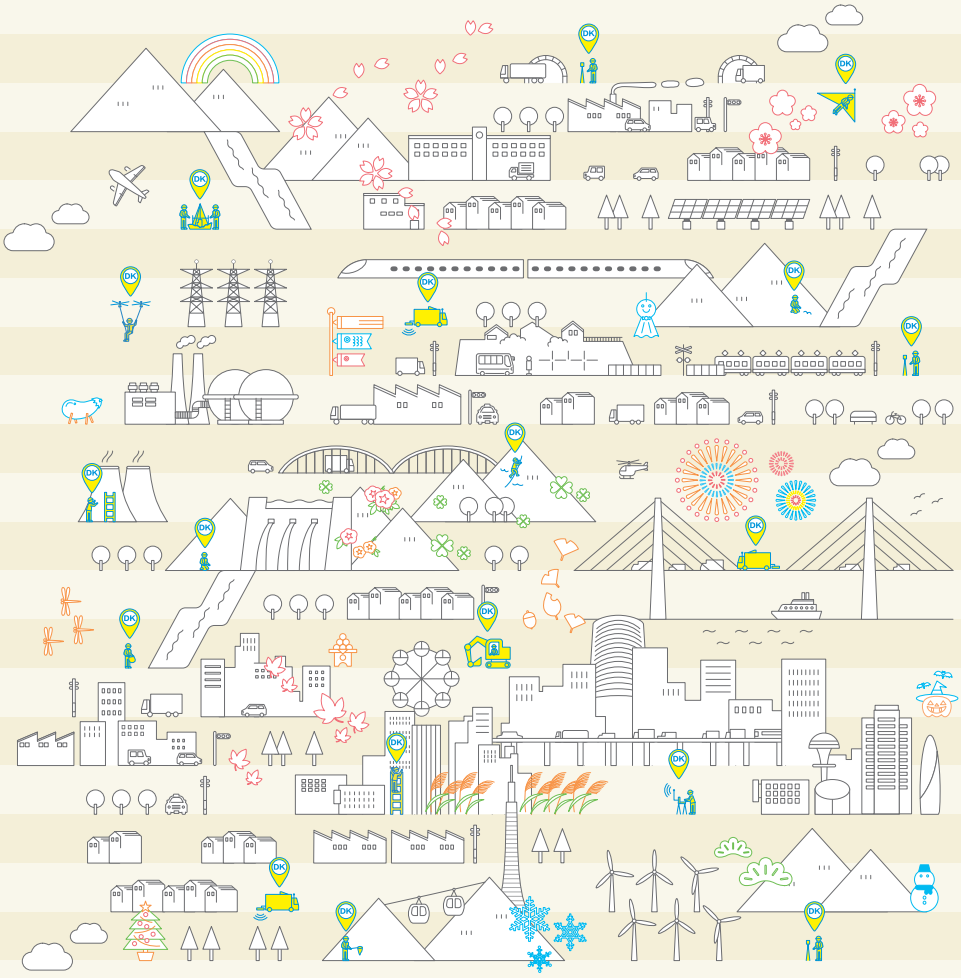

株主様へのお知らせ

■本年の株主総会は、株主様の安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、対策を講じて開催させていただきます。「新型コロナウイルス感染防止のための当社対応について」は、４頁をご参照ください。
■株主総会会場にご来場される株主様とご来場が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 土木管理総合試験所
証券コード：6171

第37期定時株主総会招集ご通知

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を次項のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に心よりお見舞い申し上げるとともに、感染拡大防止に向けて最前線で日夜奮闘されている政府および自治体の皆様、医療関係の皆様に心からの敬意を表します。

このような状況下ではございますが、インフラストックの老朽化や激甚化する自然災害の一因とされる気候変動に関することが社会問題となる中で、当社の役割の重要性は増しており、現状の事業を実直に継続することはもちろん、当社の「技術力」とICTやAI技術を融合させた先進的なテクノロジーを開発し、業界をリードすることで社会問題を解決に導き、社会の持続可能な成長に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社事業へのなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年2月28日

長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1
株式会社土木管理総合試験所
代表取締役社長　**下平 雄二**

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2022年３月22日（火曜日）**午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

1	日　時	2022年３月23日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2	場　所	長野県千曲市雨宮2347-3　長野本社４階大会議室 ※末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。
3	目的事項	**報告事項** 1．第37期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第37期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項** **第１号議案　剰余金の処分の件** **第２号議案　定款一部変更の件** **第３号議案　取締役５名選任の件**

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令および定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表とで構成されております。

●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト｜https://www.dksiken.co.jp/

土木管理総合試験所

議決権行使方法のご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年3月23日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合

▶ **郵　送**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使期限

2022年3月22日（火曜日）
午後5時必着

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

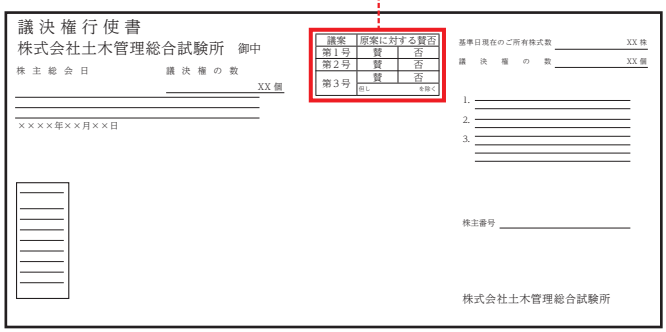

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第１・２号議案

- ▶ 賛成の場合　：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対する場合　：「否」の欄に○印

第３号議案

- ▶ 全員賛成の場合　：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対する場合　：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対する場合　：「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

◎新型コロナウイルス感染防止のための当社対応について

株主の皆様に、以下のとおりお願い申し上げます。

<当社の対応について>

・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただきます。
・受付には、アルコール消毒液を設置いたします。

<株主様へのお願い>

・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
・株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

<来場される株主様へのお願い>

・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の噴霧とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。
・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
・上記の各対応により、例年以上に受付付近の混雑が見込まれますので、なるべくお早目にご来場くださいますよう、お願い申し上げます。

以上、時節柄、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

MEMO

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を5円00銭（中間配当とあわせて年間9.5円）といたしたいと存じます。

1　配当財産の種類

金銭といたします。

2　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金　**5円00銭**

総額　**71,064,975円**

3　剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月24日

ご参考　**1株当たり年間配当金**（単位：円）

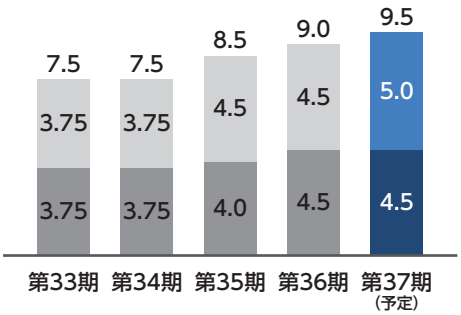

(注)当社は2017年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第33期中間の配当額は、当該株式分割の影響を加味し、遡及して算定しております。

株主還元に対する考え方

当社は、最近の株主構成の変化、株主の皆様のご要望等を踏まえ、コーポレート・ガバナンスコード（株主平等の原則）も考慮に入れながら、適切な株主還元のあり方について慎重に検討を重ねた結果、配当金による利益還元をより充実させていくことが適切であるとの判断に至り、2019年より株主優待制度を廃止いたしました。

今後も株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、従来以上に積極的な配当政策の実行に取組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

第2号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

①「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1)変更案第19条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2)変更案第19条（電子提供措置等）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第19条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

②経営体制の一層の強化並びにコーポレート・ガバナンス体制強化を目的として、現行定款第21条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を5名増員し、10名から15名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次項のとおりであります。

（下線部が変更箇所）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第19条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）
（新　設）	（電子提供措置等） 第19条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（取締役の員数） 第21条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第21条　当会社の取締役は、15名以内とする。
（新　設）	（附則） 1．変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第19条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第19条はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案　取締役５名選任の件

2021年12月31日付で取締役 髙橋一浩氏が辞任されたため、当社の経営体制の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保並びに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として取締役5名増員いたしたく、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	大岡（おおおか）　晃博（あきひろ）	営業推進部 部長	新任
2	中島（なかしま）　壮弘（たけひろ）	ストラテジックＩＰ事業部門 部門長	新任
3	中沢（なかざわ）　学（まなぶ）	営業部門 部門長	新任
4	下平（しもだいら）　絵里加（えりか）	マーケティング部 部長	新任
5	中澤（なかざわ）　悟（さとし）	－	新任　社外　独立

新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号 **1**

おおおか あきひろ
大岡 晃博 (1973年2月22日生)

新任

所有する当社株式数 13,510株

略歴、地位及び担当

1995年4月　当社入社
2006年4月　当社山梨営業所長（現山梨支店）
2014年4月　当社関東支店長（現埼玉支店）
2016年1月　当社南信支店長
2020年4月　当社執行役員近畿ブロック長 兼 大阪支店長
2022年1月　当社執行役員営業推進部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とした理由】

大岡晃博氏は、これまで当社のブロック長や支店長を歴任し、2020年からは執行役員として当社の事業拡大に多く成果をあげてまいりました。その豊富な経験と業務知識は今後の持続的な企業価値向上の実現のために必要であり、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

なかしま たけひろ
中島 壮弘 (1980年2月25日生)

新任

所有する当社株式数 14,145株

略歴、地位及び担当

2002年4月　群馬ホーム株式会社入社
2005年8月　当社入社
2012年4月　当社執行役員G&D事業部長
2016年1月　当社執行役員第二ブロック長 兼 宇都宮支店長
2017年1月　当社執行役員関東ブロック長 兼 東京支店長
2018年1月　当社執行役員パートナー・シップ事業部長
2019年7月　当社執行役員ストラテジックIP事業部門長（現任）
2021年4月　株式会社アドバンスドナレッジ研究所取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社アドバンスドナレッジ研究所取締役

【取締役候補者とした理由】

中島壮弘氏は、2012年から執行役員として部門長、事業部長等を歴任し、2021年からは株式会社アドバンスドナレッジ研究所取締役を兼務しながらグループの成長に貢献してまいりました。その豊富な経験と実績は今後の持続的な企業価値向上の実現のために必要であり、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者といたしました。

候補者番号 **3**

なかざわ まなぶ
中沢 学 (1981年7月22日生)

新任

所有する当社株式数 3,704株

略歴、地位及び担当

2004年4月　株式会社ミサワホーム福島入社
（現東北ミサワホーム株式会社）
2006年4月　福島県立郡山北高等学校 臨任講師任用
2009年4月　当社入社
2017年1月　当社甲信ブロック長 兼 松本支店長
2020年4月　当社執行役員甲信ブロック長 兼 松本支店長
2022年1月　当社執行役員営業部門長 兼 関東・東北ブロック長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とした理由】

中沢学氏は、これまで当社のブロック長や支店長を歴任し、2020年からは執行役員として当社の業績に対し大きな成果をあげてまいりました。その豊富な経験とリーダーシップは今後の持続的な企業価値向上の実現のために必要であり、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4**

しもだいら えりか
下平 絵里加 (1987年11月1日生)

新任

所有する当社株式数 284,035株

略歴、地位及び担当

2012年4月　学校法人明昭学園岩倉高等学校 常勤講師採用
2018年8月　当社入社
2021年1月　当社マーケティング部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

【取締役候補者とした理由】

下平絵里加氏は、学校法人明昭学園岩倉高等学校常勤講師の経験から優れた統率力とともに、マーケティングの高い見識を有していることから、当社の新たな魅力を引き出し、企業価値向上の実現のために必要であり、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5**

なかざわ さとし
中澤 悟 (1955年1月2日生)

新任 社外 独立

所有する当社株式数 0株

略歴、地位及び担当

1973年 4月 長野銀行 中野支店 入行
2005年 4月 同行 上山田戸倉支店長
2013年10月 株式会社みすず精工 入社
2019年10月 同社 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社みすず精工 代表取締役社長

【社外取締役候補者とした理由】

中澤悟氏は、株式会社みすず精工代表取締役社長（現任）として会社経営の知見を有し、豊富な経験と優れた見識に基づき、社内取締役とは異なる観点から、当社のコーポレート・ガバナンスの強化およびグループ経営等の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役候補者といたしました。

(注) 1．各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者の所有する当社株式数は、2021年12月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者大岡晃博氏、中島壮弘氏、中沢学氏、下平絵里加氏の所有する当社株式は、土木管理総合試験所従業員持株会を通じての保有分が含まれます。本議案をご承認いただき、各氏が取締役に就任した場合には、土木管理総合試験所従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
3．社外取締役候補者である中澤悟氏に関する事項は以下のとおりです。
（1）中澤悟氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者です。
（2）当社は中澤悟氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員に届け出る予定です。

以 上

社会に必要とされる
何時の時代にも
なくてはならない企業として

経営方針

人々の生活環境が豊かになることを使命とし、
土・水・大気・構造物調査・測量設計等に関わる適切な情報を
スピード・対応力・提案力を持って、
顧客に対し積極的にコンサルテーションを行う。

企業行動指針

自ら考え、自ら変革する創造的人間であれ

Pride 使命感と誇りを持って社会貢献を果たす

Skill 常に向上心を持ち自己研鑽に努める

Cost 企業の効率を高め顧客の利益を図る

1 当社グループの現況

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展とともに、穏やかに持ち直しつつあります。しかしながら、国内外での新たなコロナウイルスの変異株により、感染拡大の懸念は払拭されておらず、部材の高騰等の影響が表面化してきており、今後の経済活動には様々な制約が生じる可能性も否定できません。一方当社が属する建設コンサルタント業界では、一部現場にて新型コロナウイルスの影響はありましたが、全体としては限定的でありました。さらに近年、気候変動等の影響により激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、5か年総額約15兆円の「防災・減災・国土強靭化のための５か年加速化対策」の実施により、河川、農業、電力、空港、通信等の各分野での公共事業費の高需要が続いております。

このような環境下で、当社グループは試験総合サービス事業を中心に基幹業務を進捗させると共に、2021年から2023年の中期経営計画である「ソリューション企業へ」に取組み、既存事業を伸張させつつ、新たな業務への取組みや、既存事業の自動化（ロボット化）等の開発・導入を進めております。また、グループ会社と協力してBIM/CIM(Building/Construction Information Modeling Management）への取組も始めております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、過去最高となる7,341百万円（前期比18.3％増）、利益につきましては、営業利益485百万円（前期比25.1％増）、経常利益590百万円（前期比43.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益213百万円（前期比27.2％減）となりました。

連結財務ハイライト

売上高	73億41百万円 前期比 18.3 %増	営業利益	4億85百万円 前期比 25.1 %増
経常利益	5億90百万円 前期比 43.9 %増	親会社株主に帰属する当期純利益	2億13百万円 前期比 27.2 %減

2. 主要な事業内容とセグメント別の状況

試験総合サービス事業

主な事業内容 土質・地質調査試験、非破壊調査試験、環境調査試験

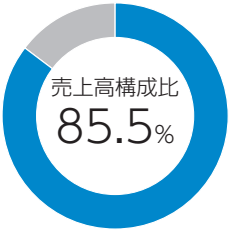

売上高
6,279百万円

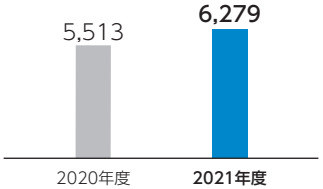

セグメント利益
1,161百万円

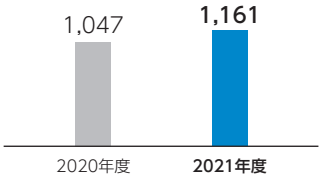

当連結会計期間における試験総合サービス事業の業績は、土質・地質調査試験においては、地質調査が好調であり室内土質試験、現場試験も合わせ防災・減災、災害の復興関連事業や品質管理業務等で全社の業績をけん引いたしました。
非破壊調査試験においては、全体的に橋梁点検やトンネル点検をはじめとするインフラマネジメント関連業務が好況であり、業界の好需要を効率的に取り込むことができました。また、コンクリート構造物の点検業務では、コンクリート診断から補修工事までの流れを確立できたことで、ワンストップサービスの提供が進みました。
環境調査試験においては、市場環境も良く、法改正によるアスベスト建材の調査・分析の増加や土壌汚染調査・分析・浄化工事の受注も好調に推移いたしました。
以上の結果、セグメント売上高6,279百万円（前期比13.9%増）、セグメント利益1,161百万円（前期比10.8%増）となりました。

地盤補強サービス事業

主な事業内容 地盤補強工事

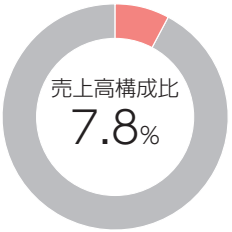

売上高
570百万円

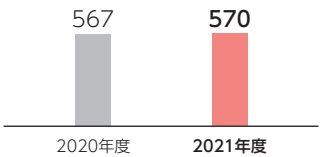

セグメント利益
39百万円

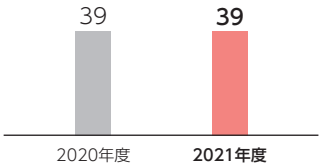

当連結会計期間の地盤補強サービス業績の業績は、着工件数の減少や地盤改良工事の発注件数が減少傾向にありましたが、前期比で増収減益となりました。
以上の結果、セグメント売上高570百万円（前期比0.5%増）、セグメント利益39百万円（前期比0.9%減）となりました。

ソフトウェア開発販売事業　主な事業内容 ソフトウエア開発・販売・保守

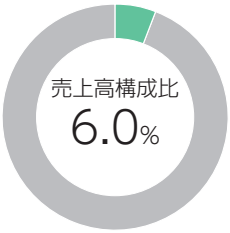

売上高
437百万円

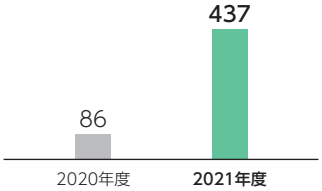

セグメント利益
68百万円

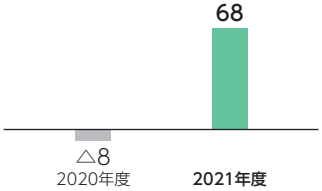

当連結会計期間のソフトウェア開発販売事業の業績は、グループ会社である株式会社アイ・エス・ピーと株式会社アドバンスドナレッジ研究所のソフトウェア販売が主な収益であり、解析業務やソフトウェアの新規販売、アカウント利用料、保守料金等が進んだことで順調に推移いたしました。

以上の結果、セグメント売上高438百万円、セグメント利益68百万円となりました。

その他事業　主な事業内容 試験・検査機器販売

売上高
52百万円

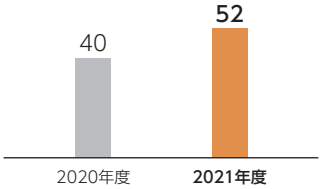

セグメント利益
2百万円

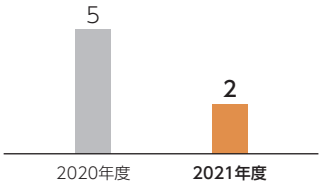

その他事業の業績には、試験機器販売事業が含まれており、セグメント売上高52百万円、セグメント利益は2百万円となりました。

（注）当連結会計期間に株式会社アドバンスドナレッジ研究所が連結子会社となったことに伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「試験総合サービス事業」「地盤補強サービス事業」の２区分から、「試験総合サービス事業」「地盤補強サービス事業」「ソフトウェア開発販売事業」の３区分に変更しております。この事業セグメントの変更に伴い、前期比較につきましては、前期の数値を変更後のセグメントに組み替えたうえで算出しております。

3. 財産及び損益の状況の推移

❶ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分		第34期 2018年１月から 2018年12月まで	第35期 2019年１月から 2019年12月まで	第36期 2020年１月から 2020年12月まで	第37期 2021年１月から 2021年12月まで
売上高		5,663	6,066	6,207	7,341
経常利益		495	525	410	590
親会社株主に帰属する当期純利益		326	305	293	213
1株当たり当期純利益	(円)	23.20	21.17	20.19	14.88
株主資本利益率（ROE）	(%)	8.1	7.3	6.7	4.9
総資産		5,211	5,569	6,088	6,915
純資産		4,009	4,211	4,400	4,358
自己資本比率	(%)	76.9	75.6	72.3	63.0

(注)「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

❷ 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分		第34期 2018年１月から 2018年12月まで	第35期 2019年１月から 2019年12月まで	第36期 2020年１月から 2020年12月まで	第37期 2021年１月から 2021年12月まで
売上高		5,650	5,977	6,059	6,637
経常利益		522	527	508	465
当期純利益		351	303	378	201
1株当たり当期純利益	(円)	25.01	21.05	26.09	14.06
株主資本利益率（ROE）	(%)	8.7	7.2	8.4	4.5
総資産		5,233	5,589	6,118	6,729
純資産		4,037	4,237	4,512	4,458
自己資本比率	(%)	77.1	75.8	73.7	66.3

(注)「1株当たり当期純利益」は、期中の平均発行済株式数で算出しております。

4. 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として不透明な状況の中にありますが、顕著化する自然災害リスクに備えるための国土強靭化の推進や既存ストックの老朽化に対する維持管理、長寿命化、更新などの公共事業が高水準となる見込みであることから、引き続き堅調な業況推移が見込まれます。しかしながら、財政再建の観点から中長期的には公共事業の抑制に対応することも視野にいれた経営が求められております。

このような状況のなか、当社は、建設コンサルタント業界の大きな環境変化にも、早期かつ的確に対応することで、持続的に成長し続けるための経営上の対処すべき課題について以下を掲げ取組んでおります。

❶ ソリューションの提案と技術開発によるサービスの充実・拡大

変化する社会状況に対応し、顧客に対し積極的にソリューションを提案することで業務範囲を拡大してまいります。また、最新技術の開発や新規事業の導入を推進し、地域社会への貢献と社会問題の解決に寄与できるよう取組んでまいります。

❷ 試験センターの充実及び市場シェアの拡大

当社の特徴であり基幹業務である室内試験のさらなる生産性及び利便性の向上を図るため、3試験センター（中央試験センター、西日本試験センター、東日本試験センター）への設備投資を充実させてまいります。また、フランチャイズ（FC）店へのサポートの強化により、さらに市場シェアを高めてまいります。

❸ 人材の確保と育成による対応力の強化

当社の技術力の根源である技術者の不足は深刻な状況にありますが、当社独自のPS（パートナー・シップ）制度やFC店の設置により、人材不足に影響されにくい体制を整えてまいります。また、環境の変化にも対応できる人材教育を積極的に推進するとともに、従業員が自発的・自律的に成長できる機会を提供し、個々人がパフォーマンスを最大限に発揮することができる、より働きやすい職場づくりをしてまいります。

❹ 他社との差別化

新たに設置した、北海道苫小牧のジオロボティクス研究所を活用しＡＩ・解析技術の向上を図り、また、インフラの老朽化に対応した、地質・環境・構造物の各分野での遠隔監視技術を進化させ、従前以上に高度化した総合的なサービスを展開することで、他社との差別化を図ってまいります。

❺ 海外展開

ベトナム関連会社のC.E.Lab.では、ICTを利用し当社の業務のオフショアリングを強化し、グループ全体のキャパシティの向上に貢献させると共に、海外の優秀な人材を育成し、日本の顧客から点群処理や３D-CADなどの特殊業務の直接受注を図ってまいります。しかしながら、ベトナムでの事業環境は不確実性が高いことも認識しております。ベトナムで提供するサービスの中長期的な需要を見極めつつ、さらなる展開を推進してまいります。

❻ＥＳＧ経営の強化

当社は、企業価値の向上と持続可能な社会の実現のため、以下について取り組むとともに、それらの取組みをしっかりと管理する経営基盤の強化およびリスク対応の強化をしてまいります。

○国土強靭化への対応
○カーボンニュートラルへの取組み
○ダイバーシティの推進
○技術労働力の減少を見据えた技術開発
○労働環境のさらなる改善　等

❼ リスクマネジメントの強化

ウイルスや細菌による感染症や自然災害など、予期せぬ大規模な災害が発生した場合でも、被害を最小限にとどめ、業務を継続できるよう、業務インフラ、緊急時連絡体制、本社屋、各試験センターなどの各設備の見直しを行い、事象に応じたBCP（企業継続計画）を作成して定期的な見直しを行ってまいります。

5. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は654百万円であります。その主なものはジオロボティクス研究所（北海道苫小牧市）の建設であります。

●設備投資額の推移（単位：百万円）

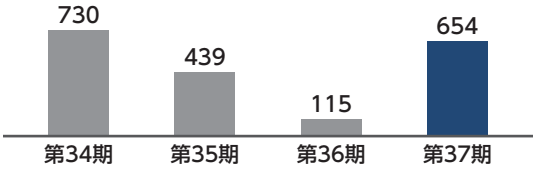

6. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、株式会社アドバンスドナレッジ研究所の全株式を取得するための資金として、金融機関より長期借入金として880百万円の調達を実施いたしました。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

❶ 親会社の状況

該当事項はありません。

❷ 重要な子会社の状況

会社名	資本金（万円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
株式会社アイ・エス・ピー	1,000	100%	土木測量設計プログラムパッケージの開発及び販売 等
株式会社アースプラン	10	100%	磁気探査、土木設計、測量及びコンサルティング事業 等
株式会社クリエイト	30	100%	磁気探査、土木設計、測量及びコンサルティング事業 等
株式会社沖縄設計センター	2,150	100%	設計、測量業務 等
株式会社アドバンスドナレッジ研究所	1,500	100%	熱流体解析ソフトウエアの開発及び販売 等
C.E.LAB INTERNATIONAL CO., LTD	2,283	100%	CAD及び土木解析ソフトウェアを用いたオフショアリングサービス

(注) 1. 2021年1月18日付で、株式会社アドバンスドナレッジ研究所の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 2021年11月18日付で、C.E.LAB INTERNATIONAL CO., LTDへ増資を行い資本金が増加しております。

8. 主要な支店の状況 (2021年12月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
長野本社	長野県千曲市	東京本社	東京都台東区
松本支店	長野県松本市	埼玉支店	埼玉県三郷市
南信支店	長野県駒ケ根市	神奈川支店	神奈川県座間市
山梨支店	山梨県中巨摩郡	群馬支店	群馬県高崎市
東北支店	宮城県仙台市宮城野区	宇都宮支店	栃木県宇都宮市
盛岡支店	岩手県盛岡市	大阪支店	大阪府堺市中区
新潟支店	新潟県新潟市南区	京滋支店	滋賀県大津市
上越支店	新潟県上越市	山口支店	山口県山口市
福井支店	福井県福井市	福岡支店	福岡県福岡市中央区

9. 従業員の状況（2021年12月31日現在）

❶ 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
試験総合サービス事業	411	13名増
地盤補強サービス事業	4	1名減
ソフトウェア開発販売事業	27	19名増
全社（共通）	35	4名減
合　　計	477	27名増

(注) 1. 従業員数は、正社員及び契約社員の数であります。なお、臨時従業員数の総数が、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 全社（共通）は、管理部門の従業員であります。
3. 「ソフトウェア開発販売事業」の前期比増減につきましては、P.16の注記と同様、前期の従業員数を変更後のセグメントに組み替えたうえで算出しております。

❷ 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
421名	増減なし	37.0歳	8.0年

(注) 従業員数には臨時社員を含んでおりません。

10. 主要な借入先（2021年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	521百万円
株式会社八十二銀行	387百万円

2 会社の状況

1. 株式の状況（2021年12月31日現在）

❶ 発行可能株式総数　18,720,000株

❷ 発行済株式の総数　14,212,995株（自己株式9,000株を除く）

❸ 株主数　7,047名

所有株式数別分布状況

個人・その他	8,873,247株
その他国内法人	3,212,201株
金融機関	1,448,800株
自己株式	9,000株
証券会社	546,793株
外国法人など	131,954株

所有者属性別分布状況

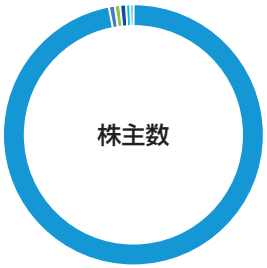

個人・その他	6,947名
その他国内法人	30名
証券会社	28名
外国法人など	30名
金融機関	11名
自己株式	1名

❹ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社Feel	3,094,000	21.77
下平雄二	1,587,400	11.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,009,300	7.10
土木管理総合試験所従業員持株会	665,230	4.68
下平美奈子	444,800	3.13
下平絵里加	284,035	2.00
下平真里奈	284,000	2.00
SMBC日興証券株式会社	180,000	1.27
株式会社八十二銀行	153,600	1.08
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	143,300	1.01

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

❶ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株の状況

該当事項はありません。

❷ 当該事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

❶ 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	下　平　雄　二	株式会社アイ・エス・ピー　取締役会長
専務取締役	西　澤　清　一	営業部門管掌、管理部門長
取締役	八木澤　一　哉	技術第二部門長
取締役	松　山　雄　紀	技術第一部門長
取締役	髙　橋　一　浩	営業部門長
取締役	岡　本　俊　也	公認会計士、株式会社共和コーポレーション　社外取締役
取締役	飯　島　　希	—
常勤監査役	田　中　敦　夫	—
監査役	茂　木　正　治	社会保険労務士
監査役	丸　田　由香里	弁護士

(注) 1. 岡本俊也氏及び飯島希氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 茂木正治氏及び丸田由香里氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 2021年12月31日をもって、取締役営業部門長髙橋一浩氏は、辞任により退任いたしました。

❷ 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しております。
2021年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	株式会社アイ・エス・ピー代表取締役（出向）	波場　貴士
執行役員	土質試験部部長	熊田　　正
執行役員	ストラテジックIP事業部門長	中島　壮弘
執行役員	現場試験部部長	宮下　和大
執行役員	コンサルタント部部長	笠原　竜彦
執行役員	第二現場試験部部長	吉田　達哉
執行役員	近畿ブロック長	大岡　晃博
執行役員	環境部部長	山下　賢治
執行役員	新規事業部部長	松山　征平
執行役員	社会基盤マネジメント部部長	井上　友博
執行役員	甲信ブロック長	中沢　　学
執行役員	新規事業部部長	金野　寿哉
執行役員	本店ブロック長	柄沢　陽介

❸ 当該事業度中の取締役及び監査役の異動

①就任
該当事項はありません。

②退任
該当事項はありません。

❹ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができると定款で定めておりますが、2021年12月31日現在、各社外取締役及び各社外監査役と契約を締結しておりません。

❺ 取締役及び監査役の報酬の総額

	支給人数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	7名　(2名)	115百万円（2百万円）
監査役（うち社外監査役）	3名　(2名)	9百万円（2百万円）
合　　計	10名　(4名)	125百万円（4百万円）

(注) 1. 取締役の報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2019年3月28日開催の第34期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を含め年額2億円以内（うち社外取締役分1千万円以内）と決議いただいております。
3. 2014年3月27日開催の第29期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を1千万円以内と決議いただいております。

❻ 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

当社は2021年2月12日の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針について決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役会の報酬等について、内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容に係る基本方針は次のとおりであります。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して代表取締役社長の一任で決定するものとする。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社は、取締役の業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等を設定していない。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、原則全額基本報酬のみとしている。

❼ 社外役員に関する事項

①当該事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
社外取締役	岡　本　俊　也	13回/13回	—	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い十分な役割・責務を果たしております。
社外取締役	飯　島　　希	13回/13回	—	長年にわたり日本気象協会に勤務された経験や様々な公共機関の外部委員等の経験、知見から当社のコーポレート・ガバナンス向上に寄与されています。
社外監査役	茂　木　正　治	13回/13回	12回/12回	社会保険労務士としての豊富な経験、知見から当社の経営に対して適宜助言を行っております。
社外監査役	丸　田　由香里	13回/13回	12回/12回	弁護士としての豊富な経験、知見から当社の経営に対して適宜助言を行っております。

②重要な兼職先である法人等と当社との関係

株式会社共和コーポレーションと当社との間には特別の関係はありません。

4. 会計監査人の状況

❶ 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

❷ 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

25百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

❸ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、会社法第344条第1項及び第3項に基づき会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

3 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

❶ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)コーポレート・ガバナンス

イ. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

ロ. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

ご参考 **コーポレート・ガバナンス体制図**

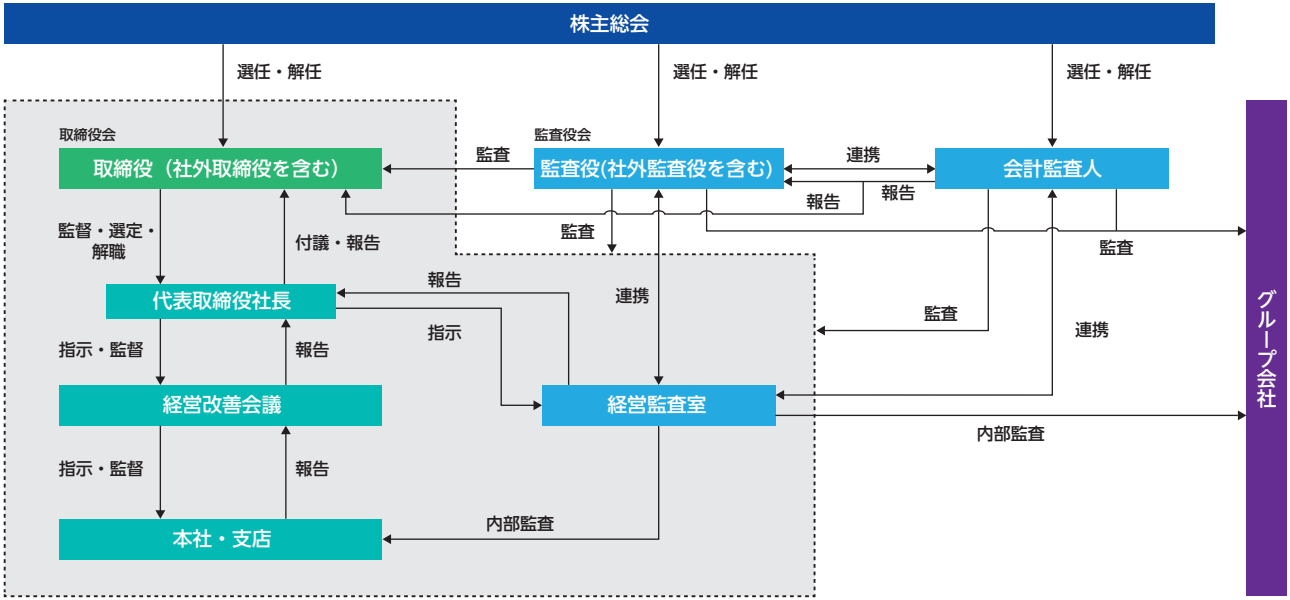

ハ. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。

ニ. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(b)コンプライアンス

イ. 取締役、執行役員及び使用人は、「倫理・コンプライアンス規程」に則り行動する。

ロ. コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

(c)財務報告の適正性確保のための体制整備

イ. 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

ロ. 財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(d)内部監査

社長直轄の経営監査室を設置する。経営監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

❷ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

❸ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

❹ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行は、「業務分掌規程」等で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

また、当社は、経営方針を定め、中期経営計画と年度計画を策定し、業務執行を担当する各取締役は、自らが所管する各部門において、本計画に基づいた業務執行を行い、定期的に取締役会に進捗状況や対応策の報告を行う。

❺ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社は、グループ方針に基づいた経営管理及び経営指導を行い、グループ企業全体の経営効率の向上を図るものとする。

また、「関係会社管理規程」に基づき、財務内容や業務執行上の重要事項の把握、管理、適正な業務執行、意思決定及びそれらに対する監督を行い、「内部監査規程」に基づき、当社経営監査室による監査を実施する。

❻ 監査役の補助使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助する使用人を選任する。監査役補助者の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件につき、監査役会と協議の上、決定するものとする。

❼ 取締役及び使用人による監査役への報告体制

(a)重要会議への出席

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b)報告体制

監査役は、いつでも取締役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、取締役及び使用人は、監査役から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査役監査の環境整備を図る。

また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、併せて内部監査担当及び会計監査人と定期的に会合をもち、監査の方法及び監査結果等について報告を受け、相互に連携を図る。

❽ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)経営監査室の監査役との連携

経営監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(b)外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

❶ コンプライアンス

コンプライアンスの意識向上と不正行為等の防止を図るため、月1回開催される会議において、グループ役職員を対象としたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス意識の向上に努めております。また年間のコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス運用実施責任者のもと、全社に向けてコンプライアンス教育を行い、問題の早期発見と改善措置の実施を進めております。

❷ リスク管理

当社ではミス・クレーム報告書を運用しており、ミス・クレーム情報をリスク情報として全従業員が共有し、再発防止に努めております。また経営に重要な影響のあるリスクに関しては、取締役会に報告しております。

❸ 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施いたしました。

❹ 内部統制監査体制

経営監査室が監査計画に基づき、全拠点を対象に内部統制監査を実施いたしました。

❺ 監査役監査体制

各監査役が監査計画に基づき、監査役監査を実施いたしました。監査役会は経営監査室及び会計監査人と、監査に有用な情報の共有、意見交換を行い、監査の実効性の向上に努めております。

3. 取締役会の実効性に関する評価

当社は、取締役会を全社基本方針の決定や高度な経営判断、業務執行の監督を行う機関と位置づけ、十分な独立性を有する複数の社外取締役を選任することにより取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、経営の透明性・公正性を確保することが取締役会の役割・責務であると考えております。

❶ 実効性のある取締役会に向けた取組み

取締役会は、単年度での実効性の向上ではなく、未来に向かって継続的に実効性を向上させることが重要だと考えております。

そのため、毎年、評価、評価結果による検討課題の抽出及び対応・改善策の策定を行い、次年度の取締役会の取組みとしてPDCAを実施してまいります。

❷ 取締役会の実効性に関する評価

当社は、持続的成長と中期的な企業価値の向上を図るため、東京証券取引所が定める「コーポレート・ガバナンス・コード」に基づき、2021年度の取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

その概要は以下のとおりであります。

1. 評価の方法

各取締役・監査役全員（9名）に対して自己評価の趣旨ならびに結果の取扱いについて説明のうえ、以下の項目に関するアンケート（5段階評価及び自由記載）を配布し、無記名方式により実施しました。

その集計結果をもとに取締役会の実効性について、分析・評価を行いました。

＜質問内容＞

1. 取締役会の構成
2. 取締役会の運営
3. 取締役会の役割と責務
4. 投資家・株主との関係

2. 分析・評価結果の概要

評価の結果、当社取締役会は上記評価項目について概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されていることを確認しました。一方、取締役会の実効性をさらに高めていくための課題として以下を確認しております。

1. 重要事項の決定の際の各役員の意識や認識等の意思統一
2. ガバナンス体制のさらなる強化
3. ESG経営やSDGｓ等の取組みによる持続的な企業価値の向上

3. 今後の対応

・必要に応じ、取締役会とは別に十分な説明や意見交換等のコミュニケーションを図る機会を設ける
・特にプライム市場の企業が求められるコーポレート・ガバナンスコードの遵守項目を増加させる
・ESG経営やSDGｓ等について、役員をはじめ社員の理解の深化を図り、担当の役員の選出とプロジェクトチームを発足させ取組みを強化させる

上記の取組みを中心に、役員の意見を踏まえた取締役会運営の見直しを図り、より充実した取締役会となるよう実効性を高めてまいります。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科　目	第37期 (2021年12月31日現在)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,811,092
受取手形及び売掛金	1,350,446
商品	1,919
仕掛品	341,622
貯蔵品	15,876
その他	53,843
貸倒引当金	△2,435
流動資産合計	**3,572,365**
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	1,386,568
機械装置及び運搬具（純額）	173,094
工具、器具及び備品（純額）	72,207
土地	543,147
リース資産（純額）	127,272
建設仮勘定	1,143
有形固定資産合計	**2,303,433**
無形固定資産	
のれん	299,919
その他	239,475
無形固定資産合計	**539,394**
投資その他の資産	
投資有価証券	307,007
繰延税金資産	124,651
その他	69,003
貸倒引当金	△852
投資その他の資産合計	**499,810**
固定資産合計	**3,342,639**
資産合計	**6,915,004**

科　目	第37期 (2021年12月31日現在)
負債の部	
流動負債	
買掛金	358,212
1年内返済予定の長期借入金	177,770
リース債務	50,127
未払金	280,588
未払法人税等	267,419
工事損失引当金	2,298
その他	260,429
流動負債合計	**1,396,845**
固定負債	
長期借入金	734,346
リース債務	79,056
退職給付に係る負債	323,235
その他	23,499
固定負債合計	**1,160,136**
負債合計	**2,556,981**
純資産の部	
株主資本	
資本金	**1,204,820**
資本剰余金	**1,154,820**
利益剰余金	**2,003,254**
株主資本合計	**4,362,896**
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	**△4,538**
為替換算調整勘定	**△334**
その他の包括利益累計額合計	**△4,873**
純資産合計	**4,358,022**
負債・純資産合計	**6,915,004**

連結損益計算書

(単位：千円)

科　目	第37期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)	
売上高		7,341,284
売上原価		4,806,415
売上総利益		**2,534,868**
販売費及び一般管理費		
役員報酬	213,912	
給料手当及び賞与	799,279	
退職給付費用	36,791	
役員退職慰労引当金繰入額	488	
法定福利費	137,166	
貸倒引当金繰入額	△1,599	
減価償却費	75,432	
のれん償却額	78,543	
地代家賃	108,559	
支払手数料	221,529	
その他	379,464	
販売費及び一般管理費合計		**2,049,568**
営業利益		**485,300**
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	10,600	
保険解約返戻金	77,581	
売電収入	2,121	
投資事業組合運用益	12,636	
その他	11,516	
営業外収益合計		**114,473**
営業外費用		
支払利息	4,010	
訴訟関連費用	404	
株式交付費	30	
売電原価	1,398	
株式報酬費用	1,355	
その他	1,987	
営業外費用合計		**9,187**
経常利益		**590,586**
特別損失		
投資有価証券評価損	23,324	
減損損失	122,764	
特別損失合計		**146,089**
税金等調整前当期純利益		**444,497**
法人税、住民税及び事業税	286,649	
法人税等調整額	△55,455	
法人税等合計		**231,194**
当期純利益		**213,303**
親会社株主に帰属する当期純利益		**213,303**

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科　目	第37期 (2021年12月31日現在)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	710,090
受取手形	93,179
売掛金	1,162,146
商品	773
仕掛品	324,319
貯蔵品	15,671
前払費用	31,989
その他	11,335
貸倒引当金	△2,394
流動資産合計	**2,347,111**
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	1,260,103
構築物（純額）	92,896
機械及び装置（純額）	165,743
車両運搬具（純額）	1,784
工具、器具及び備品（純額）	65,711
土地	509,699
リース資産（純額）	126,627
建設仮勘定	1,143
有形固定資産合計	**2,223,709**
無形固定資産	
借地権	228
ソフトウエア	56,722
その他	2,073
無形固定資産合計	**59,024**
投資その他の資産	
投資有価証券	307,007
関係会社株式	1,583,813
出資金	11
破産更生債権等	852
長期前払費用	11,068
繰延税金資産	149,490
その他	48,311
貸倒引当金	△852
投資その他の資産合計	**2,099,703**
固定資産合計	**4,382,438**
資産合計	**6,729,549**

科　目	第37期 (2021年12月31日現在)
負債の部	
流動負債	
買掛金	353,771
1年内返済予定の長期借入金	175,716
リース債務	49,988
未払金	266,886
未払費用	75,671
未払法人税等	88,320
前受金	49,517
預り金	58,620
工事損失引当金	2,298
その他	11,221
流動負債合計	**1,132,011**
固定負債	
リース債務	78,547
長期借入金	732,731
退職給付引当金	319,799
その他	7,768
固定負債合計	**1,138,847**
負債合計	**2,270,858**
純資産の部	
株主資本	
資本金	**1,204,820**
資本剰余金	
資本準備金	1,154,820
資本剰余金合計	**1,154,820**
利益剰余金	
利益準備金	12,500
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	23,818
別途積立金	165,000
繰越利益剰余金	1,902,269
利益剰余金合計	**2,103,588**
株主資本合計	**4,463,230**
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	**△4,538**
評価・換算差額等合計	**△4,538**
純資産合計	**4,458,691**
負債・純資産合計	**6,729,549**

損益計算書

(単位：千円)

科　目	第37期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)	
売上高		
完成業務収入	6,584,905	
商品売上高	52,500	
売上高合計		**6,637,405**
売上原価		
完成業務原価	4,555,344	
商品売上原価	41,978	
売上原価合計		**4,597,323**
売上総利益		**2,040,082**
販売費及び一般管理費		
役員報酬	125,205	
給料手当及び賞与	731,443	
退職給付費用	34,964	
法定福利費	120,056	
貸倒引当金繰入額	△1,544	
減価償却費	53,232	
地代家賃	95,206	
支払手数料	150,462	
その他	329,284	
販売費及び一般管理費合計		**1,638,309**
営業利益		**401,773**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	10,600	
受取出向料	18,360	
経営指導料	20,935	
売電収入	2,121	
投資事業組合運用益	12,636	
その他	7,383	
営業外収益合計		**72,044**
営業外費用		
支払利息	3,960	
訴訟関連費用	404	
株式交付費	30	
売電原価	1,398	
株式報酬費用	1,355	
その他	911	
営業外費用合計		**8,060**
経常利益		**465,756**
特別損失		
投資有価証券評価損	23,324	
減損損失	76,163	
関係会社株式評価損	17,314	
特別損失合計		**116,802**
税引前当期純利益		**348,954**
法人税、住民税及び事業税	173,693	
法人税等調整額	△26,382	
法人税等合計		**147,311**
当期純利益		**201,642**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社土木管理総合試験所
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下条　修司　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　陸田　雅彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社土木管理総合試験所の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社土木管理総合試験所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社土木管理総合試験所
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下条　修司　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　陸田　雅彦　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社土木管理総合試験所の2021年1月1日から2021年12月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

株式会社土木管理総合試験所　監査役会

常勤監査役　田中　敦夫 ㊞

社外監査役　茂木　正治 ㊞

社外監査役　丸田由香里 ㊞

以　上

第37期定時株主総会会場ご案内図

長野県千曲市雨宮2347-３ 長野本社４階大会議室
電話 026-462-0417(長野本社)

交通のご案内

しなの鉄道「屋代高校前」駅をご利用の場合

- ●タクシー……約6分
- ●徒歩……約30分

JR「篠ノ井」駅をご利用の場合

- ●タクシー……約15分
- ●送迎バス……約15分

・改札出口より係員がご案内いたします
・運行時間:午前9時～
・運行間隔:10分
・無料

お車をご利用の場合（経路 ……→）

- ●長野自動車道「更埴IC」より…約10分
  (篠ノ井橋南交差点を右折)

※ 会場の駐車スペースが限られておりますので、なるべく公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※ お車でご来場される場合は係員の指示に従っての駐車をお願い致します。

※ カーナビをご利用の場合は、上記の住所をご入力くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 土木管理総合試験所

ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080 www.fsc.org

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。